

大分大学教育学部附属中学校における携帯電話の取扱いに関する ガイドライン

大分大学教育学部附属中学校長

はじめに

令和2年7月31日付「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(2文科初第670号)にて、以下のことが文部科学省より示されました。

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

(1)小学校（割愛）

(2)中学校

①携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記(1)小学校の②に示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。あるいは、学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、下記(2)の②に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。

②学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。(後略)

本校は、文科省通知及び本校生徒と保護者に対するアンケート結果を踏まえ、以下のようにガイドラインを示します。

大分大学教育学部附属中学校携帯電話の取扱いに関するガイドライン

(通称:携帯電話ガイドライン)

- 1 基本方針
- 2 携帯電話の取扱いについてのルール
- 3 保護者の責任
- 4 本校での指導
- 5 本ガイドラインの見直しについて

1 基本方針

(1)文部科学省の通知に基づき、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とします。

(2)登下校時の安全・安心のために、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めます。

※本校では、携帯電話を、

①自然災害等の不測の事態時の連絡手段

②犯罪に巻き込まれた(または、「巻き込まれそうな」)際の緊急の連絡手段

として活用することを想定しています。

(3)(2)の場合、生徒及びその保護者が携帯電話の取扱いに関するルールを遵守することが前提となります。

2 携帯電話の取扱いについてのルール

(1)登下校中や学校での携帯電話の取扱いについては以下の通りとします。

①携帯電話を緊急時の連絡手段として活用したいといった保護者の要望がある場合に限り、持込みを認める

②「①」の場合であっても、以下の項目に保護者の了承がない場合は、持込みを認めない

❶携帯電話の種類については、基本的な通話・メール機能(保護者やそれに準ずる人とのみ発着信、いわゆる「キッズ携帯」と呼ばれるもの)やGPS機能のみを搭載しているものとする

(例1)「キッズ携帯」タイプ

・DoCoMo :キッズケータイ(SH-03M など)

・au :キッズ・ジュニアケータイ(mamorino は「ココセコム」に対応可)

・softbank :キッズフォン(zte ジャパンなど)

※DoCoMo、au は加入時に 12 歳以下(または小学生)であることが条件

※softbankは加入時の年齢制限なし

※携帯各社の契約についての詳細は、各家庭で確認すること

※一般的なスマホにSIMの入れ替えで「キッズ携帯」に類するサービスもあるが、それについては学校への持込みを認めない

(例2)GPS機能を中心とするサービス

セコム :ココセコム

オートボックスセブン :みる・まも～る (令和 2 年 8 月末日までの情報)

❷管理は生徒及び保護者の責任において行う(学校は預からない)

※緊急時に対応できないため

❸紛失等のトラブルがあった場合でも、学校は一切の責任は負わない

※そのような事案が発生した場合には、一定期間、携帯電話の持込みを制限する措置を取る

③生徒が、以下のルールに従わなかった場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学

校と保護者が協力して指導する。

①校内では、携帯電話を使わない。

②家を出る時に保護者立会いの下、携帯電話の電源または呼び出し音等を OFF にした上でかばんにしまい、校内では、学校の指示があるとき以外のかばんから出さない。

③登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。

※①～③については、学校から直接、塾に行った場合、休日の部活動も同様の扱い

※ルールに従わなかった場合は、一定期間、携帯電話の持込みを制限する措置を取る

④災害等の緊急時以外で、保護者から生徒の携帯電話への連絡はしない。

(2)保護者が携帯電話の持込みを要望する場合は、別紙様式の「携帯電話の取扱いに関する申請書」を提出します。

3 保護者の責任

(1)学校への持込みをする、しないに関わらず、保護者には、生徒に携帯電話を持たせるかどうかの判断、その管理について責任があります。

携帯電話を生徒に持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。また、携帯電話を持たせた際には、保護者の責任において、使用方法や使用時間等の取扱いの管理をすること、使用に伴う危険やトラブル等に関する説明をすること、実際にトラブルが発生した時の対処等が必要となります。以下の点については、十分にご留意ください。

①生徒に携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を生徒とともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション等についても、使用前に必ず生徒と確認する。

②生徒が使う携帯電話にはフィルタリングを設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に生徒の使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。

③積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。

④個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。

⑤インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

(2)生徒に携帯電話を学校に持ち込ませる場合には、学校との協力が不可欠です。

生徒に携帯電話を学校に持ち込ませる場合には、学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを生徒と確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、生徒の安全確保や、生徒

に適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

4 本校での指導

(1)学校は、情報機器との向き合い方の指導を、積極的に行います。

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は生徒たちの生活に急速に普及しています。本校でも、令和2年度5月期に情報機器による遠隔授業を行えたように、情報機器の利活用で生活が便利になっています。その一方で、インターネットを介したいじめ・トラブル、犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は、すべての生徒に対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。以下の点については、学校でも指導をしますが、その前提になるのは各家庭での指導となることに十分にご理解ください。

①家庭での使用時間の目安を家庭で決定する

②画像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)に投稿したりしない。

③インターネット上で知り合った人とは会わない。

④盗撮やその他犯罪につながることはしない。

⑤SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。

(2)本校の立場は、生徒が携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。

上記「3 保護者の責任」にも記したように、生徒に携帯電話を持たせるかどうかの判断は保護者がするものと考えています。よって、学校はそれを肯定も否定もする立場にはありません。しかしながら、情報化社会の中で、生徒の健全な育成のため、学校にも指導の義務はあります。本ガイドラインを参考に、生徒と保護者、学校が互いに話し合うことが重要だと考えます。

5 本ガイドラインの見直しについて

(1)ガイドラインは年度ごとに見直します。

急激な社会の変化が見られる現在にあって、携帯電話の取扱いのガイドラインを中長期的に定めるのは難しいと考えます。よって、毎年度末を目途にガイドラインの見直しを行います。

(2)見直す内容については、生徒代表、PTA 代表からの聞き取りを参考に、本校校長が決定します。

補記

本ガイドラインは、令和2年10月1日より運用を開始します。

(別紙様式)

携帯電話の取扱いに関する申請書

大分大学教育学部附属中学校長 殿

以下の全ての事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、携帯電話を学校に持込ませたいので申請書を提出します。

令和 年 月 日

第 学年 組 出席 番

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

同意する(確認できる)項目に○印をする

同意(確認)事項		保護者	生徒
1	校内では携帯電話をしません。 ※保護者の場合、「使いません」を「使わせません」と読み換える。以下の項目も同様。		
2	校内では携帯電話の呼び出し音等を OFF にし、かばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	校内での携帯電話の管理は生徒自身が行い、先生方には預けません。		
4	携帯電話の破損・紛失・盗難・個人情報の漏洩等のトラブルについては、学校に一切の責任を問いません。		
5	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
6	学校から直接、塾に行く場合及び休日の部活動時も、携帯電話をかばんの中に入れ、緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
7	学校に持込む機器は、いわゆる「キッズ携帯」タイプまたはGPS機能を持つ端末です。 契約社名 () / 端末の型式 ()		
8	携帯電話の持込みについての学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に携帯電話の持込みを制限する等の学校の指導に従います。		
9	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
10	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
11	使用するサービスについて、機器の取扱いについて、使用前に家庭で話し合います。		